　　　漁業担い手確保支援事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１　漁業に携わる人材の確保を支援するため、宿舎整備事業及び家賃補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

　（用語の定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 漁業　水産動植物の採捕又は養殖を行う事業をいう。

　(2) 漁業者　漁業を営む個人、法人若しくは団体又は漁業協同組合をいう。

　(3) 転入雇用者　漁業に従事するため、自己が所属する漁業協同組合の地域内に市外から転居し、補助の対象となる漁業者（以下この号において「補助対象事業者」という。）に雇用される者若しくは雇用されている者又は補助対象事業者のもとで研修を受ける者若しくは受けている者であって、補助対象事業者の３親等内の親族でないものをいう。

　(4) 宿舎　転入雇用者を居住させるための居住用の家屋及び家屋の一部をいう。

　（補助対象者）

第３　補助金の交付の対象となる者は、漁業者であって、次の要件を満たすものとする。

　(1) 宿舎の整備を対象とした他の補助金の交付決定を受けていないこと。

　(2) 補助金の交付を申請する過去３年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。

　(3) 国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。

　(4) 役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。

　（補助対象経費及び補助額）

第４　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

２　別表に掲げる宿舎の新築、増築又は新築の宿舎の購入（以下この項において「新築等」という。）及び宿舎の改修又は中古の宿舎の購入（以下この項において「改修等」という。）を併せて行う場合の補助額は、新築等及び改修等それぞれ算出した額を合算するものとし、当該合算した額が2,000万円を超える場合の補助額は、2,000万円を限度とする。

３　同一年度内において、別表に掲げる宿舎整備事業及び家賃補助事業の併用はできないものとする。

４　家賃補助事業による補助対象期間は、12か月を限度とする。

　（補助事業内容の軽微な変更）

第５　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、補助金交付額の20パーセント以内の減額変更であって、事業計画の大幅な変更を伴わない変更とする。

　（補助金の交付申請）

第６　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、漁業担い手確保支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、所属漁業協同組合長の意見書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

３　宿舎整備事業により整備する宿舎を共同利用しようとする場合には、あらかじめ補助金の交付申請をする漁業者（以下「代表漁業者」という。）を定め、その代表漁業者は、宿舎を共同利用しようとする全ての漁業者（以下「共同利用漁業者」という。）と宿舎の利用に関する契約等を締結した上で、補助金の交付を申請するものとする。この場合において、利用契約等の締結に当たっては、代表漁業者名、共同利用漁業者名、宿舎の設置場所、宿舎の管理及び利用に関する取決め、漁業者ごとの利用定員数、宿舎建設費の負担、契約等の有効期間、契約等締結年月日等を書面に明記し、関係する代表漁業者及び共同利用漁業者の代表者全員が記名押印するものとする。

　（申請の取下期日）

第７　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（補助金の交付決定等）

第８　市長は、第６の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、漁業担い手確保支援事業費補助金交付（変更）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　（変更の承認申請）

第９　第８の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は金額の変更（第５に規定する軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、漁業担い手確保支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第10　補助事業者は、補助事業が終了したときは、漁業担い手確保支援事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第４号）を、補助事業の終了した日から起算して20日を経過する日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

２　第６第２項ただし書の規定により交付を申請し、前項の規定により実績を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第６第２項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第５号）により市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第11　市長は、第10の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、漁業担い手確保支援事業費補助金額確定通知書（様式第６号）により当該補助事業者に通知するものとする。

２　前項の通知は、第８の規定により通知している交付決定額が前項に規定する交付すべき補助金の額と相違する場合についてのみ行うものとする。

　（補助金の交付）

第12　市長は、第11の額の確定を行った後、補助金を交付する。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは補助事業者が提出する漁業担い手確保支援事業費補助金概算払請求書（様式第７号）により概算払いをすることができる。

　（財産の管理等）

第13　補助事業者は、事業完了後もこの補助金により補助の対象となった財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならない。

２　この補助金により補助の対象となった財産は、竣工から５年間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けることはできない。

３　補助事業者は、この補助金により補助の対象となった財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付ける場合においては、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

４　この補助金により補助の対象となった財産が、前項に規定する期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第８号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

５　補助の対象となった財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

　（補助金の経理）

第14　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度（４月１日から翌年３月末日までの期間をいう。）から起算して５年間保管しておかなければならない。

　（補則）

第15　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助額 | 補助限度額 |
| 宿舎整備事業 | 漁業者が行う宿舎の新築、増築又は新築の宿舎の購入に要する経費 | 当該補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額 | 2,000万円。ただし、転入雇用者１人当たり200万円を限度とする。 |
| 漁業者が行う宿舎の改修又は中古の宿舎の購入に要する経費 | 当該補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額 | 1,000万円。ただし、転入雇用者１人当たり100万円を限度とする。 |
| 家賃補助事業 | 漁業者が行う宿舎の借上げに要する経費 | 当該補助対象経費の２分の１に相当する額以内の額 | 240万円。ただし、転入雇用者１人当たり月額４万円を限度とする。 |

備考

　　宿舎整備事業により整備する宿舎については、あらかじめ次のいずれかの

　類型により整備し、利用するものとする。

(1) 単独利用　漁業者が、自らの宿舎を整備し、その宿舎を単独利用す　るもの

　　(2) 共同利用　漁業者が整備する宿舎を複数の漁業者により共同利用するもの